◎淀川右岸水防事務組合再任用職員要網

制 定 平成22. 3.24 決裁

(目 的)

第1条 この要綱は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、同条第2項及び第3項(法第28条の5第2項において準用する場合を含む。)並びに職員の再任用に関する条例(平成22年淀川右岸水防事務組合条例第1号。以下「再任用条例」という。)の規定に基づき、再任用(法第28条の4第1項又は法第28条の5第1項の規定により採用することをいう。以下同じ。)された職員(以下「再任用職員」という。)の任用及び勤務条件等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対 象 者)

- 第2条 再任用は次に掲げる者を対象とする。
 - (1) 定年退職者
 - (2) 再任用条例第2条各号に掲げる定年退職者に準ずる者(定年に達した者に限る)

(任 用)

- **第3条** 再任用職員は本務職員の担う業務を行うものとし、次に掲げる要件を備えている者のうちから、選考により任用する。
 - (1) 退職前の勤務成績が良好であること
 - (2) 任用に係る職の職務の遂行に必要な知識及び技術を有していること
 - (3) 公務内の職務を遂行できると認められること
- 2 再任用職員は、次に掲げる方法により、総合的に評価したうえで適任者を選考する。
 - (1) 書類審査
 - (2) 面 談
 - (3) 健康診断

(再任用期間と更新)

- 第4条 再任用の任期は、1年以内とする。
- 2 再任の任期は、再任用条例第3条に基づき更新することができるものとする。ただし、次のいずれかに該当 する者は、原則として更新を行わない。
 - (1) 3月1日時点で長期の休暇又は休職中である者
 - (2) 職務遂行に耐えられない状態であると管理者が認める者
- 3 再任用の任期の更新基準日は、4月1日とする。
- 4 任期の末日(更新の限度)は、再任用条例第4条に定める日とする。

(勤務形態)

第5条 再任用職員の勤務形態は、フルタイム勤務及び短時間勤務の2形態を設ける。

(勤務時間、休日、休暇等)

第6条 再任用職員の勤務時間、休日、休暇等の取扱いについては、別に定めるところによる。

(分限及び懲戒)

第7条 再任用された場合における、分限及び懲戒の取扱いは、退職前の職員と同様とし、退職前の在職期間中についても処分の対象とする。ただし、休職の期間については、任期の末日までを限度とする。

(服 務)

第8条 再任用職員の服務については、退職前の職員と同様に取り扱う。

(定数)

第9条 再任用職員の定数の取り扱いについては、淀川右岸水防事務組合職員の定数に関する条例(昭和35年 淀川右岸水防事務組合条例第8号)の定めるところによる。

(給 与 等)

- 第10条 再任用職員の給与等については、次に掲げる条例の定めるところによる。
 - (1) 淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例(昭和35年淀川右岸水防事務組合条例第9号)
 - (2) 職員等の期末手当及び勤勉手当に関する条例(平成5年淀川右岸水防事務組合条例第1号)
 - (3) 職員の退職手当に関する条例(昭和61年淀川右岸水防事務組合条例第9号)

(災害補償)

- 第11条 再任用職員の災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)を適用する。 (健康診断)
- 第12条 再任用職員の健康診断については、退職前の職員と同様に取り扱う。

(社会保険)

- 第13条 社会保険については、次に掲げるとおり取り扱う。
 - (1) 雇用保険 雇用保険法(昭和49年法律第116号)の定めるところによる
 - (2) 健康保険 健康保険法 (大正11年法律第70号) の定めるところによる
 - 健康保険法 (大正11年法律第70号) の定めるところによる (3) 年 金
 - 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律152号)及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の定めるところによる

(実施細目)

第14条 この要綱の実施について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。